

北本市市民参画推進条例 条文解説

北本市

目次

第1章 総則 (第1条～第5条)

第1条 (趣旨)	1
第2条 (定義)	3
第3条 (基本原則)	5
第4条 (市長等の責務)	6
第5条 (市民の責務)	7

第2章 市民参画の手続 (第6条～第10条)

第6条 (市民参画の対象)	8
第7条 (市民参画の実施)	10
第8条 (適用除外)	13
第9条 (市民参画手続の周知)	14
第10条 (市民参画手続の実施予定及び実績の公表) . . .	15

第3章 市民施策提案制度 (第11条)

第11条	16
----------------	----

第4章 雑則 (第12条・第13条)

第12条 (条例の見直し)	17
第13条 (委任)	18
附 則	19

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）第18条第3項の規定に基づき、市民の参画（以下「市民参画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

第1条では、当条例の制定趣旨を明らかにしています。当条例は、北本市自治基本条例の委任を受け、制定するものです。

【解説】

北本市自治基本条例は、当市のまちづくりにおける最高規範として位置付けられ、まちづくりの基本原則を「情報共有」「市民のまちづくりへの参加・参画」「市民と市との協働」とし、まちづくりの主体となる「市民」「議会」「行政」の三者がそれぞれ適正に役割を分担して、『誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちをみんなの力で築く』ことを宣言しています。

当条例は、この北本市自治基本条例に規定された理念によるまちづくりを実現するため、まちづくりの基本原則のひとつである「市民の参画の推進」のために必要な事項を定めています（**図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」**参照）。

北本市自治基本条例

（参画及び協働の推進）

第18条

3 市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項については、別に条例で定める。

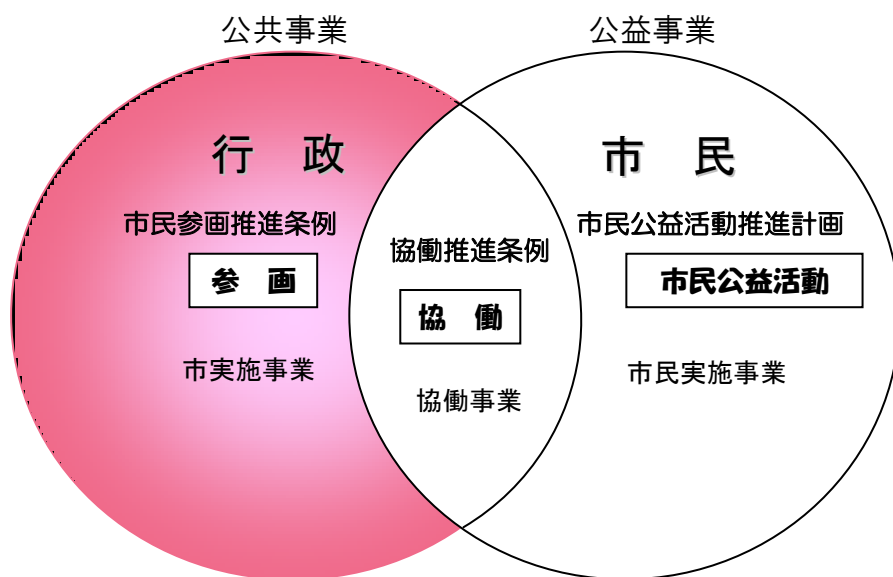


図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動」

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワークショップ 市民及び市長等が、施策について、対等な立場で研究し、又は議論し、共同作業を行う中で課題、問題等の抽出及び選択を行い、一定の合意形成を図る場をいう。
- (2) 市民説明会 市長等が、施策について、市民に説明し、並びに市民及び市長等が意見を交換する場をいう。
- (3) アンケート 市長等が、施策について、定型の質問形式で調査項目を設定し、一定の期間内に複数の市民に回答を求め、得られた回答を集計し、比較することをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、北本市自治基本条例において使用する用語の例による。

【趣旨】

第2条では、条例全般で使用する重要な用語を定義しています。

「ワークショップ」「市民説明会」「アンケート」は、当市では当条例が整備される以前から市民参画の手続として実施しているものです。今回、市民参画全般のルールを整備する上で改めて用語の意義を明らかにしました。

【解説】

[第1項関係]

<第1号関係>

「ワークショップ」は、参加者が自由に意見や発想を出し合いながら問題を抽出し、共同してその解決方法を見出すなど、一定の合意形成に向けて取り組むものです。より多くの参加者が議論に参加できるよう会議を中立的な立場で調整する進行役（ファシリテーター）を付けるなどの配慮が重要となります。

<第2号関係>

「市民説明会」は、行政が施策等について説明し、市民と行政あるいは市民同士が対象事項の意見交換を通じて、市民の意見を聴取するための集会をいいます。

<第3号関係>

「アンケート」は計画策定等におけるごく初期の段階で広く市民の意向を調査するために実施するものです。

[第2項関係]

その他当条例で使用する用語は、北本市自治基本条例で使用する用語を準用します。

北本市自治基本条例

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

(基本原則)

第3条 参画は、市民及び市長等の相互がそれぞれの考え方、立場及び役割を理解して行うものとする。

【趣旨】

当条例の全ての条文の基礎となる基本的な考え方を基本原則として規定しています。

第1条の解説と重複しますが、当市のまちづくりは、「市民」「議会」「行政」という異なる主体が、それぞれに役割を分担し、より良いまちを目指して、みんなで力を合わせてまちづくりをしていくとしています。

【解説】

「参画」は、北本市自治基本条例第3条第1項第5号に「市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう」と規定されています。

この「市長等が行う政策の企画立案」は、事業費の全額を公費で賄うものであるため、市民、行政共にお互いの立場及び役割を尊重し、また理解して「参画」を進めていくことが重要です。

行政には、市民の視点や意見を尊重し、なぜ行政が示した案と異なる意見が市民から出されるのかを真摯に分析する姿勢が求められます。

一方、市民には、行政が立案した事情及び予算措置の過程等を理解した上で参画する姿勢が求められます。

市民参画を形骸化させず、実効性のあるものとするため、市民と行政のお互いが守るべきものを基本原則として決めました。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市民参画に必要な情報を的確かつ迅速に市民に提供しなければならない。

2 市長等は、市民の自主性を尊重し、市民参画に広く市民が関わることができるようしなければならない。

3 市長等は、市民参画により得られた市民の意見を的確に把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。

【趣旨】

第4条では、「参画」を推進する際の行政の責務を規定しています。

【解説】

[第1項関係]

北本市自治基本条例第4条（まちづくりの基本原則）に「情報の共有」が規定されているため、当条例において、行政は市民が参画するために必要な情報を適切かつ迅速に提供すべきことを行政の責務として規定しています。

[第2項関係]

行政が市民に「参画」を求める際に、市民は「参画」を強制されることがあってはならず、また、全ての市民に「参画」の機会が提供される必要があります。

[第3項関係]

市民参画手続は、実施することが目的ではなく、あくまでも市民の意見が反映される市政運営のための手段であることから、市民参画の手続を実施した際には、参画した市民の意見を把握し、施策に反映するよう努めます。

(市民の責務)

第5条 市民は、まちづくりの主役として、自らの発言及び行動に責任を持って参画しなければならない。

2 市民は、公平、公正かつ誠実に参画しなければならない。

【趣旨】

第4条で行政が「参画」の手続を実施する際の責務を規定したのに対し、第5条では「参画」する際の市民の責務を規定しています。

【解説】

[第1項関係]

第1項では、市民が参画する際に心がけなければならない事項を規定しています。

「自らの発言及び行動に責任を持つ」とは、市民は、「参画」に際し、自身の考えのみを押し通すのではなく、市全体のことを考え、他の参加者の意見をよく聞いて合意形成が図られるよう議論していくことを意味します。たとえ、自分の意見と異なる意見であっても、相手の発言や意見を尊重し、信頼関係に基づく市民参画に努める必要があります。

[第2項関係]

「参画」を求める対象施策は、行政が実施する事業であり、それは公費を使って実施される公共事業です。そのため、北本市自治基本条例に規定されている議会や行政の責務と同様に、参画する市民にも、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の利益を考え公正、公平かつ誠実に参画することが求められます。

第2章 市民参画の手続

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 市の基本的な制度又は方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な改定
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長等が特に市民参画を求める必要があると認めるもの

【趣旨】

第6条では、行政が必ず市民参画手続を実施しなければならない施策を規定しています。

【解説】

当市では、これまでも市民への情報提供に努めるとともに、適切に市民参画を求め市政運営を進めてきましたが、現状では市民参画を求める事業を判断する基準がないため、市民参画を求めなければならない施策を「対象事項」として明らかにし、担当部署ごとに判断に差異が生じることがないようにするものです。

これにより、行政が第1号から第4号までの規定に該当する施策を実施しようとする際には必ず市民の「参画」を求めなければならなくなります。

また、第1号から第4号までの規定に該当しない施策であっても行政が市民の「参画」が必要と判断したものについては、特に市民参画手続の実施を妨げないものとしています。

<第1号関係>

「市の基本構想及びこれを実現するための計画その他基本的な事項及び方針を定める計画」とは、基本構想及び基本計画で構成される総合振興計画、都市マスタープラン、地域福祉計画、男女行動計画、環境基本計画等を指します。

<第2号関係>

「市の基本的な制度又は方針を定める条例」とは、北本市自治基本条例、北本市環

境基本条例、北本市男女共同参画推進条例をはじめ、この北本市市民参画推進条例もそれに該当します。

<第3号関係>

「市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例」とは、路上喫煙による被害等の防止に関する条例、自転車等の駐車秩序に関する条例等が想定されます。

<第4号関係>

「公共の用に供される大規模な市の施設の整備に係る基本的な計画」の例としては、図書館、公園、文化会館等を整備するための基本計画等があげられます。

<第5号関係>

第1号から第4号までに該当する施策は、必ず市民参画手続を実施しなければなりません。これらの該当しない施策であっても市長（他の執行機関の長を含む。）が特に市民参画を求めることが必要であると認めた場合は、この限りではありません。

(市民参画の実施)

第7条 市長等は、対象施策を実施するときは、次に掲げる方法のうち、1以上の方法を選択し、適切かつ効果的であると認められる時期に市民参画を求めなければならない。

- (1) 附属機関等の開催による方法
- (2) ワークショップの開催による方法
- (3) 市民説明会の開催による方法
- (4) アンケートの実施による方法

2 市長等は、市民参画を求めたときは、その記録を作成し、公表しなければならない。

【趣旨】

第7条では、市民参画手続の実施方法と実施後の記録の公表を規定しています。

【解説】

第7条の規定により、行政が第6条に規定する施策を実施しようとするときには、第1号から第4号までに規定する市民参画手続のうちから最低1以上の市民参画手続を選択し、実施しなければなりません。

当条例の規定による市民参画手続と、北本市パブリック・コメント手続条例の規定によるパブリック・コメント手続をセットで実施することによって、より市民の意見が反映された施策案を作成しようとするものです。

行政は、施策の企画立案のごく初期の段階で市民参画手続を実施して、広く市民の意見を反映させた施策案を作成し、さらにその施策案をパブリック・コメント手続にかけることによって、市民参画しなかったあるいはできなかった市民の意見提出の機会を保障し、より民意を反映した議案を議会に提出するようにします（**図2 市民の意見が反映される市政運営** 参照）。

市民参画推進条例

パブリック・コメント手続条例

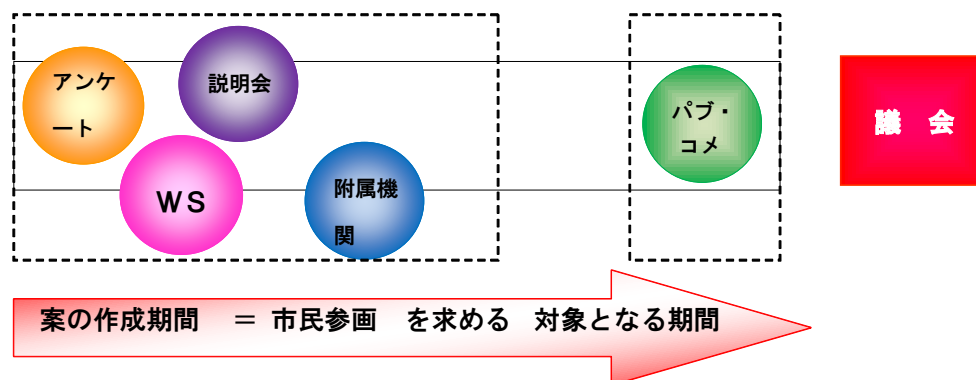


図2 市民の意見が反映される市政運営

[第1項関係]

<第1号関係>

この号は、市民参画手続の方法の一つとして附属機関等による審議を定めたものです。

「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関のことをいいます。

「附属機関等の開催」とは、行政が、施策等に関する特定のテーマについて附属機関等へ諮問することで、諮問等に対する答申、報告等を求めるための方法をいいます。

<第2号関係>

この号は、市民参画手続の方法の一つとして「ワークショップ」を定めたものです。

ワークショップは、市民が受身ではなく主体的に検討作業を行い、市民同士の自由な意見交換により多様な意見が施策等に反映できる市民参加の有効な方法の一つです。一方で、多様な市民ニーズから合意形成に導くためには、市民同士の意見の対立や議論に長い時間がかかることも予想され、ファシリテーターが必要になります。

<第3号関係>

この号は、市民参画手続の方法の一つとして「市民説明会」を定めたものです。

市民説明会は、施策案について市民の意見を直接聴くことができるとともに、意見を交換することができる効果的な市民参画の方法です。また、行政が施策等についての説明を直接行うため、きめ細やかな説明が可能となり、施策について市民の理解を深める効果もあります。

<第4号関係>

この号は、市民参画手続の方法の一つとして「アンケート」を定めたものです。

アンケートは、複数の市民から同じ質問に対する回答を得ることができるので、意見を比較しやすく、また、回答を分析することで市民の意向を明確にすることができます。回答を選択方式にすることで、明確化された意見を収集することができます。実施にあたっては、一定の経費がかかりますが、短期間で多くの回答や意見が得られるというメリットがあることから有効に活用を図ります。

[第2項関係]

行政が市民参画手続を実施した際には、その記録を作成し、公表することを義務としています。

記録の作成と公表は、北本市自治基本条例第4条（まちづくりの基本原則）第1項（情報共有の原則）の規定に基づくものであり、参画しなかった、あるいはできなかった市民が、いつでも参画手続の結果を見られるようにしておくことにより、パブリック・コメント手続を実施する際に、市民がこれまでの検討の経過の参照を可能とする、より多くの市民の意見を集約するために必要な措置です。

(適用除外)

第8条 市長等は、対象施策のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参画を求めないことができる。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 軽易と認められるもの
- (3) 市長等の内部の事務に関するもの
- (4) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (5) 法令等の制定又は改廃により市長等に裁量の余地のないもの
- (6) 法令等の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの

2 市長等は、前項第1号に該当することにより、市民参画を求めずに対象施策を実施したときは、速やかにその理由を公表しなければならない。

【趣旨】

第8条では、第6条に規定する「市民参画の対象」事業のうち、適用除外とすることができる事例を規定しています。

【解説】

[第1項関係]

第8条では第6条に規定した、行政が必ず市民参画手続を実施しなければならない施策のうち、例外として市民参画手続を実施しないこととできる施策を「適用除外項目」として規定しています。

行政は、市民参画の対象施策のうち、市民参画になじまないもの、法令等の規定により実施しないもの、効率性や費用対効果の面から市民参画手続を実施しないことが適当と判断されるものについては、市民参画を求めないことができることとしています。

[第2項関係]

北本市自治基本条例第14条に規定する行政の説明責任として、緊急性により市民参画手続を省略し、対象施策を実施した場合は、理由を公表することとします。

(市民参画手続の周知)

第9条 市長等は、対象施策を実施しようとするときは、市民に対し市民参画の手続の実施時期、対象施策が定められるまでの手続その他必要な事項について、周知しなければならない。

【趣旨】

第9条では、行政の市民参画手続の周知義務を規定しています。

【解説】

この条では、第4条（市長等の責務）の第1項「市長等は、市民参画に必要な情報を的確かつ迅速に市民に提供しなければならない。」の規定を受け、行政が市民参画手続を実施する際の市民への周知義務を規定しています。

また、市民参画手続のみならず、対象施策をどのような手順で決めていくのかを併せて周知する行政の義務を規定しています。

(市民参画手続の実施予定及び実績の公表)

第10条 市長は、当該年度の市民参画の手続の実施予定及び前年度の市民参画の手続の実績を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により市民参画の手続の実施予定及び実績を公表したときは、北本市市民参画・協働推進審議会に報告しなければならない。

【趣旨】

第10条では、市民参画の実施状況及び実施予定を取りまとめて公表するものです。

【解説】

[第1項関係]

第10条は第4条（市長等の責務）の規定に基づいて、市長に対する当該年度の市民参画手続の実施予定及び前年度に実施した市民参画手続の実績の公表義務を規定しています。

具体的には市の公式ホームページに「市民参画のページ」等を開設し、市民参画に関する情報が一覧できるように整備します。

[第2項関係]

第1項の規定に基づき公表した内容は、北本市市民参画・協働推進審議会への報告事項としています。

第3章 市民施策提案制度

第11条 市民は、満18歳以上の者10人以上の連署をもって、その代表者から市長等に対し第6条第1号から第4号までに掲げる施策について、施策を提案することができる。ただし、法令等の規定により提案の手續が定められている事項については、この限りでない。

2 前項の規定により提案する施策は、基本構想及びこれを実現するための計画に即し、かつ、施策の目的及び効果並びに当該施策を実施するための方策等が明確にされたものでなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による提案を受けたときは、必要に応じ北本市市民参画・協働推進審議会に諮問するとともに、中長期的な財政の見通し等に照らし、当該施策の採択の可否を決定しなければならない。

4 市長等は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、当該代表者に通知するとともに、次に掲げる事項（提出された提案を公表し、又は公にすることにより個人又は法人その他の団体の権利又は利益を害するおそれがあるものを除く。）を公表しなければならない。

(1) 提出された提案の内容（整理又は要約をしたものを含む。）

(2) 提出された提案の採択の可否及びその決定をした理由

【趣旨】

第11条では、市民が第6条第1号から第4号の規定に該当する施策等について行政に提案し、行政はその提案に対し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、行政の考え方等を公表する一連の手續を市民施策提案制度として規定しています。

【解説】

第1章及び第2章が、行政が施策を展開する際に市民に求める、従来から実施してきた市民参画手續をメニュー化したのに対し、第3章では、住民自治の実現に向け、市民が主体的に参画していく仕組みを新たな制度として規定しています。

第4章 雑則

(条例の見直し)

第12条 市長は、この条例を社会、経済等の情勢の変化等に対応させるため、継続的に、検証し、及び見直さなければならない。

【趣旨】

当条例が、社会情勢や市民参画の状況に応じたより良い条例としていくための見直しに関する規定を設けています。

【解説】

市民参画の手法については、時代の変化とともに新たな手法や媒体の出現も考えられることから、条例の見直し規定を設けています。

市長は、常に新たな市民参画の制度についての研究を進めなければならないという意味が「継続的に」という言葉に込められています。

条例に位置付けた市民参画のメニュー以外にも有効な市民参画手続が考えられる場合、また、当条例を見直しする際には、審議会への諮問が必要になります。そのため、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、北本市市民参画・協働推進審議会を設置し、市民参加に関する基本的な事項を調査審議します。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

当条例に規定のない事項については、別に条例施行規則で定めます。

【解説】

市民参画推進条例施行規則を設け、必要な事項を規定します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

条例公布の日から施行の日までの6ヶ月を条例の周知期間とします。